

令和8年台風第25号に伴う災害に係る支援について

2026年9月24日
株式会社エイブル

令和8年台風第25号に伴う災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社エイブル(本社:東京都港区、代表取締役社長:吉田 晴雄、以下「エイブル」)では、災害救助法が適用された地域で被災された方、または被災地から避難され、お部屋探しをされる方を対象に、下記のとおり支援を実施いたします。

記

1. 支援内容

賃貸借契約における仲介手数料(家賃の0.5か月分)を免除いたします。

2. 災害救助法適用地域(法適用日 令和8年9月20日)

適用市町村については、内閣府「災害救助法の適用状況」にてご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3. 対象者

罹災(りさい)証明書または被災届出証明書をお持ちの方、もしくは申請中の方

4. 実施期間

令和8年9月21日から令和8年12月31日までに賃貸借契約を締結される方

5. 対象店舗

千葉県内のエイブル直営店およびエイブルネットワーク加盟店全店

6. 本支援に関するお問合せ先

対象店舗および各店舗の連絡先については、弊社ホームページよりご確認ください。

<https://www.able.co.jp/search-entrance/shop.html>

被災された皆様の安全と被災地の一日も早い復旧・復興、そして皆様の生活が一日も早く平穏を取り戻されることを、心よりお祈り申し上げます。

【メディアからのお問合せ先】

株式会社エイブルホールディングス 広報室

TEL:03-5770-2618 FAX:03-5414-0675 MAIL:pr@able.co.jp